

岩徳地域森林計画変更書

(岩徳森林計画区)

令和 6 年 12 月変更

計画期間	〔	自 令和 4 年 4 月 1 日
		至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

山 口 県

【変更事項及び理由】

○ 変更事項

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

II 計画事項

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

○ 変更理由

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を同法第5条5項の規定に基づき変更する。

なお、変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。

【目次】

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
---------------------------	---

II 計画事項

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画	2
-------------------------	---

(2) 拡張計画	2
----------------	---

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本県の県土面積の約7割を占める森林は、県土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、県民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、本県の森林資源は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今日、その多くが利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、木材需要が増加する中、県産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分行われていない現状である。また、本県の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全の実施を推進する必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、県民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

本計画においては、以上のような基本的考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

また、計画の策定に際しては、全国森林計画に即すことはもとより、森林・林業などに関する諸施策の実施状況などを勘案し、国有林及び市町との緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保を図るよう配慮することとしている。

Ⅱ 計画事項

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(2) 拡張計画

(単位 延長：m 面積：h a 材積：m³)

番号	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前後 期別	備考
総数				18 路線	<u>14,698</u> /56			
前期				18 路線	<u>12,013</u> /53			
後期				3(3) 路線	2,685 / 3			
			岩国市	計 10 路線	<u>6,819</u> /18	<u>5,046.75</u>		
6	改良		〃	西谷	<u>5/1</u>	<u>115.00</u>	前	
7	〃		〃	木谷	<u>23/3</u>	<u>671.75</u>	〃	
8	〃		〃	宮ヶ谷	<u>8/1</u>	<u>65.00</u>	〃	
9	〃		〃	常灯畑	<u>6/1</u>	<u>59.00</u>	〃	
10	〃		〃	足ヶ谷	<u>5/1</u>	<u>160.00</u>	〃	

注 前期・後期ともに計画する路線数を() 書する。